

参考資料4

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文
 ○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">（都道府県地域防災計画）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（都道府県相互間地域防災計画）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（都道府県地域防災計画）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、中央防災会議の意見をきかなければならない。</p> <p>4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（都道府県相互間地域防災計画）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第四十条第三項の規定は、第一項の規定により都道府県防災会議の協議会が、都道府県相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（施設の基準）</p> <p>第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、第一号から第三号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数</p> <p>二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積</p> <p>三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 養護老人ホームの入所定員</p> <p>3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を順守しなければならない。</p>	<p>（施設の基準）</p> <p>第十七条 厚生労働大臣は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。</p> <p>2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を順守しなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特例居宅介護サービス費の支給）</p> <p>第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者</p>	<p>（特例居宅介護サービス費の支給）</p> <p>第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス（指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>三・四 （略）</p>

七〇十四 (略)

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならぬ。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であつて、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

5・6 (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の

七〇十四 (略)

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならぬ。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならぬ。

4・5 (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十九条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の